

EPA原産性調査に関するガイドライン

【従来ガイドライン作成時（2019年）留意点（今回の改訂版でも有効）】

- ① 調査に必要な項目は依頼側が提示する（＝回答する側で判断が必要になるような調査はしない）
- ② 依頼側と回答側の役割分担を明確にする
- ③ 協定以上のことは求めない（＝これもあると便利だな、という視点で調査項目を増やさない）

【従来ガイドラインからの主な変更点】

- ・ 証明行為に伴う法的責任の解説
- ・ 自己証明方式への対応
- ・ 平準化・負荷軽減に係る内容の実態にあわせた見直し
- ・ HSコード決定に関する役割分担の明確化（細分化）
- ・ 経産省「[根拠書類良品条件](#)」に基づく、調整依頼と回答項目の見直し
※「[根拠書類良品条件](#)」とは、協定や審査に必要な内容以上の事は求めない内容として経産省・日商と合意
- ・ 原産性維持確認（定期原産確認）に関する責任と考え方